下川淵地区の人口と世帯数

令和5年3月末日現在()は前月比 人口 9,370人(-34)

男 4,579人 (-15) 女 4,791(-19) 世帯数 3,799世帯(±0) **令和5年5月1日 第522号**

前橋市下川淵公民館



館報下川淵

〒379-2141 前橋市鶴光路町701

電話: 027-265-0651 FAX:027-265-5160 電子メール: d410213@city.maebashi.gunma.jp ホームページ https://www.city.maebashi.gunma.jp/

トライアングルフェスタ 2023

(のびゆくこどものつどい・ふれあいの広場・花まつり)

日時 5月27日(土)

9:30~12:00

場所 横手わせだ緑地公園

(雨天時:下川淵公民館で開催)

みんなで参加 みんなが主役

たくさん遊んで、たくさん体験!

いろいろなコーナーをまわると楽しい景品もらえるよ!



◆花の寄せ植えコンテスト

当日「花苗コーナー」で扱っているお花を使って寄せ植えをします(苗代は個人負担)。入選者には賞品があります。

申込み:当日10時に「花苗コーナー」に

お越しください。

◆花苗販売

どんなお花が買えるのか、当日のお楽しみ♪

◆花の写真展

庭の花、好きな花、旅で出会った花・・・ 素敵な花の写真が会場を飾ります。

◆フリーマーケット フリマ出店者さん大募集!

出店申込み:下川淵公民館(5/19まで) 出店料:無料(I区画 I 畳程度) 売り上げの一部寄付をお願いします。

もったいないものリサイクル♪

手作り商品も大歓迎!お子様の職業体験にも♪

◆子ども&ふれあいエリア ステージの出し物も!

*子どもヒップホップダンス

*ピンシャン!元気体操

*グラウンドゴルフ・ホールインワン

▶子ども横丁 楽しいゲームのお店屋さんコーナー♪

*わなげ

*ペットボトルボウリング

*しゃてき



◆チャレンジ広場 いろいろなことにチャレンジしてみよう!

*ヨーヨーつり *水彩画体験 *手話体験

*カルタクイズ *昔の遊び(竹馬、しゃぼん玉、あやとり)

*パトカー体験 *消防車体験

*寄せ植えコンテスト *花の写真展 *七中生企画

◆ふれあい広場 知ってみよう!見てみよう!

*車椅子体験 *アイマスク体験 *健康コーナー

*スタージャイル *ふれあい子育てコーナー

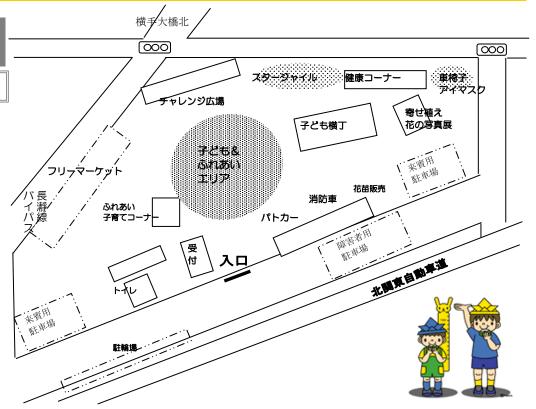
駐車場:産業技術センター

※車の乗り合わせ等でのご 来場にご協力ください。

※会場内では、水分補給を 除く飲食はご遠慮くださ い。

※雨天時の会場は下川淵公 民館となります。

※ごみは各自持ち帰りをお 願いします。



統計調査協力員を募集しています

統計調査実施時に調査対象となる世帯や事業所を訪問して、調査の説明、調査票の配布・回収などを行う 統計調査協力員を募集しています。

●対象:本市在住の20歳以上で、税務・警察・選挙などに直接関係がなく、調査で知り得た秘密を守れる 方。

●報酬: I調查3~5万円程度。

●申込:随時。登録申請書等の記入が必要ですので、情報政策課までご連絡ください。

前橋市情報政策課統計分析係 027-898-6515 (直通)

期まで従

来通りとした。

会(旧

改

 \equiv 十九年六月四日に同村大字上日に合併が実現しなかった。状況にあったが、一部に慎重 橘全域が合併した。 部が前橋市に編入し、 橘 何村では、 そ 四日に同村大字上小出、実現しなかった。しかしたが、一部に慎重論があ、さきに合併した七町村 の 隣 接町 村 同年九 の 前橋 月 市 日に あり '村と同様 の Ų Ш 合併状況 残のの一昭和二 原昭四の和月 の

ような対応が図られた。ところで合併に関して前機山 八五郎様 ①昭和二十九年度ような対応が図ら. 和二十九 し 業計画は各 た。

7年二月二十日までに前橋市へ提2各町村議決機関で決め、これを-九年度(一九五四年度)予算、 た。 前 記 の 七 町

·横山 八五郎塔植木 初男様田中 英五郎塔 関加 村で 備市へ提出 これを昭 予算、事 兵 采 八人様様 は 次 の

名残り惜 昭淵 ○下川淵村解散式次第いた町村の歴史に幕を閉じた。 和地 群馬県の対地区の戦後で の試案通り合併へ平 (前回の続き)を五十年

六 下 Ш

そ

の

(30)

村長式辞献式のことば 記念品 贈

来賓祝

閉式のことば

様

藤

しくも明治二十二年以来六十五年続

116 脈 歴史シリーズ E t 三

令和5年5月1日 第522号

市立図書館下川淵分館からのお知らせ

☎265-7070 開館時間 火〜金 | 0時〜|8時 土・日 | 0時〜|7時 【5月の休館日】|(月),8(月),|5(月),22(月),29(月)

【お知らせ】

◇こども読書週間イベント「下川オリジナルらくがき帖」を 5/9 から配布いたします。 中学生未満のお子様限定! 30部、なくなり次第終了です。

◇ぜひご活用ください

【自動貸出機】カウンターへの立ち寄り不要!

【本用除菌機】一度に最大16冊程度,45秒で除菌OK!

◇5月の特集 『マンガでわかるってホント?!』 ◇5月のおすすめ絵本 『いのちのえほん』

	区分	書名	著者名
新刊案内	一般書	AIが職場にやってきた	ケビン・ルース
		瞬読見るだけノート	山中 恵美子
		毎日のラクべんとう図鑑	長谷川 りえ
		栄光のスーパーロボットマジンガーZ勝利の記録	
		エンタメビジネス全史	中山 淳雄
		アントニオ猪木胸を打つ話	
		話す力が身につく5分間英単語	高橋 敏之
		完全版アリス物語	ルイス・キャロル
		あなたはここにいなくとも	町田 そのこ
		言葉のいらないラブソング	河邉 徹
		化石少女と七つの冒険	麻耶 雄嵩
	児童書・ 絵本	知識が広がる小学生の雑学・教養1200	「おもしろ雑学」編集室
		小学生のための絵がぐんとじょうずになる「色」の使いかた・ぬりかたレッスン	麻布アトリエ/監修
		世界の国からいただきます!	アレクサンドラ・ミジェリンスカ
		世にも奇妙な商品カタログ	地図十行路
		あくたれラルフよいこになる	ジャック・ガントス
		パッピプッペポーのチョコさがし	あいはら ひろゆき

下川淵市民サービスセンター・公民館 担当・職員紹介

中島潤子 館長

柴田英之 地区運動会、体育委員

青少年健全育成会 青少年育成推進委員会

学びあい 人権 地域ふれあい

石井恵子 地区文化祭、青少年体験

金井悠 生涯学習奨励員支援

老人クラブトライアングルフェスタ

学びあい 人権 地域ふれあい

渡根木優子 子育て親子支援

自主グループ支援

子ども会 他

桑原和彦 地域づくり、地区社協 茂木信彦 窓口・証明発行担当 村山光 窓口・証明発行担当 淵 瀬前同 村 橋 荒市上村橋時 誌 に日 字が、て付 の一低へ長の市に年四旧月村編磯上へ新一階 併 水 孝 投投た張の村日併、大、し村十市役票票めしい、大城城で瀬が川。羽に舎庁 雄 月 亀 十のの 里 日 に分果馬内のう村和 前の、県に住 町

前橋市公民館の利用に係る許可の基準変更のお知らせ

令和5年4月1日より、前橋市公民館部屋利用基準が変更になりました。また、前橋市公民館利用団体登録要綱が制定されました。詳細は下川淵公民館までお問い合わせください。

【前橋市公民館の利用に係る許可の基準】

- Ⅰ 3人以上の団体であること。
- 2 団体の構成員の半数以上は市内在住、在勤又は在学であること。ただし、企業の住民説明会等本市市民の権利義務や生活利益等に影響を与える事業等に係る説明会などの事業を実施する団体の場合を除く。
- 3 利用許可申請に係る利用が、次のいずれの場合にも該当しないこと。
- (1) 社会教育法(以下「法」という。)第23条の規定により禁止されている「営利、政治及び宗教行為」及び前橋市公民館条例第2条における公民館の設置目的(市民のための実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること)に反する利用と認めるとき。
- ①「営利」に該当するとき。(法第23条第 | 項第 | 号関係)
- ア 学習活動等のうち、主たる目的が物品の売買又は企業の広告・宣伝にある等、営利を追求するものであるとき。
- イ 企業等が不特定多数を対象とする有料の催し物で利用するとき。
- ウ 企業等が入社試験及び面接会場として利用するとき。
- エ 市民の学習活動等において、講師謝礼金が著しく高額であるとき。
- オ 講師が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座。
- ②「政治」に該当するとき。(法第 | 項第2号関係)
- ア 政策又は政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館利用者一般に対する示威的行為又は勧誘を伴うとき。
- イ その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような政治的活動で利用するとき。
- ③「宗教」に該当するとき。(法第23条第2項関係)
- ア 宗教に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、他の公民館利用者など不特定多数を勧誘する活動を行うとき。
- イ その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教活動に利用するとき。
- (2)公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。(前橋市公民館利用に関する条例第3条第2号)

(具体例)

- ① 犯罪行為又は犯罪等をあおり、そそのかす等の行為を伴う事業を行うとき。
- ② 集団的又は常習的に暴力行為を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
- ③ わいせつな行為その他公序良俗に反する、または、青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うとき。
- (3) 建物又は附属物を破損するおそれがあると認めるとき。(前橋市公民館利用に関する条例第3条第3号)

(具体例)

- ① 建物の壁面、床面、天井、備付物品等を傷つける行為を伴う事業を行うとき。
- ② 火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。
- (4)その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。(前橋市公民館利用に関する条例第3条第4号)
- ① 部屋の面積や利用方法等にかんがみ、著しく多い又は少ない人数で利用しようとするとき。
- ② 室を二人以下で使用しようとするとき。
- ③ 建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが当該工事等の支障になると認められるとき。
- ④ 騒音、悪臭、振動等により他の使用者等に耐え難い苦痛をもたらすような事業を行うとき。
- ⑤ 申請者自身に室を利用する意思がないにもかかわらず、利用の申請をしているとき。
- ⑥ 飲酒を伴う行事を行うとき。
- ⑦ 一つの団体が多くの回数利用しようとするとき。
- ⑧ その他管理上の支障が生じることが、客観的な事実に照らして具体的かつ明らかに予測されるとき。
- 4 3に該当するか否か判然としない利用については、館長の判断により許可できるものとする。